

鳥栖市監査告示第7号

令和6年2月29日

監査結果報告書

鳥栖市監査委員

川崎 真澄

徳 渕 拓 三

鳥 監 第 2220 号

令 和 6 年 2 月 29 日

鳥栖市長 向 門 慶 人 様

鳥栖市監査委員

川 崎 真 澄

徳 淵 拓 三

財 政 援 助 団 体 等 監 査 の 結 果 に つ い て

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、鳥栖市交通対策協議会の財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり報告します。

## 財政援助団体等監査結果報告

監査対象団体	鳥栖市交通対策協議会
所 管 課	建設部 維持管理課
団体の概要	鳥栖市における交通事故防止について、その対策を協議し、交通事故を未然に防ぎ、市民の生命を確保することを目的とした団体である。
監査対象事務	令和4年度における市補助金収入に係る出納その他の事務
監査の期間	令和6年1月26日から令和6年2月28日まで
監査の方法	提出された資料及び関係帳簿類を照合し、必要に応じて関係者の説明を聴取する等の方法により、補助金が交付目的に沿って適正に執行されているか、補助金に係る収支等の会計が適正に処理されているかを主眼点とし、鳥栖市監査基準に準拠し監査を実施した。
監査の結果	監査対象の事務については、留意すべき事項はあるものの概ね良好に執行されていた。 なお、留意すべき事項については、その内容を所管課に説明し、注意喚起を行うよう要請した。